平成十一年総理府令第六十七号

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八条第一項及び第二項第一号、第十二条第一項及び第二項（同法第十三条第三項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項、第二十九条第四項（同法第三十条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第二項、第四十一条第二項並びに第四十五条第三項並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）第四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則を次のように定める。

（フロン類の破壊方法）

第一条　ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号。以下「令」という。）別表第二第十七号の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　廃棄物混焼法

二　液中燃焼法

三　過熱蒸気反応法

（排出基準）

第一条の二　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号。以下「法」という。）第八条第一項の排出基準は、大気排出基準にあっては別表第一の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とし、水質排出基準にあっては別表第二の上欄に掲げる施設につき同表の下欄に掲げる許容限度とする。

（測定方法）

第二条　法第八条第二項第一号及び第四十五条第三項並びに令第四条第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　排出ガスを測定する場合にあっては、日本産業規格K〇三一一によるほか、次によること。

イ　排出ガスの採取に当たっては、通常の操業状態において（令別表第一第五号に掲げる施設にあっては、燃焼状態が安定した時点から一時間以上経過した後）、原則四時間以上採取すること。

ロ　採取したガスは、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態のものに換算すること。

ハ　令別表第一第一号及び第五号に掲げる施設からの排出ガスを測定する場合にあっては、日本産業規格K〇三一一の七・四・三の備考の酸素濃度による補正を行うこと。この場合、換算する酸素の濃度（Ｏｎ）は令別表第一第一号に掲げる施設にあっては十五パーセント、令別表第一第五号に掲げる施設にあっては、十二パーセントとすること。

二　排出水を測定する場合にあっては日本産業規格K〇三一二によること。

三　法第四十五条第三項に基づき測定する場合には、前二号の規定によるほか、次によること。

イ　同一試料について二回分析を行い、それらの分析によるダイオキシン類の量（法第八条第二項第一号に規定する換算の方法により換算した量をいう。以下この号において同じ。）のうち小さい方を測定結果とすること。

ロ　次のいずれにも該当する場合にあっては、同一試料について再度分析を行い、当該再度の分析によるダイオキシン類の量がイの測定結果より小さい場合は、イの規定にかかわらず、当該再度の分析によるダイオキシン類の量を測定結果とすること。

(1)　イによる測定結果が排出基準又は総量規制基準に適合しないとき

(2)　別表第三の中欄に掲げる異性体（当該異性体についてのイに規定する分析による二回の測定量がいずれも定量下限以上であるものに限る。）のうち少なくとも一の異性体について、当該二回の測定量の平均値と、当該二回の測定量のうち小さい方との差が、当該平均値に十分の三を乗じて得た値を超えるとき

四　令第四条第一項に基づき、令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり二、〇〇〇キログラム未満の施設から排出される排出ガスを測定する場合にあっては、第一号の規定によらないで次に掲げる方法であって十分な精度を有するものとして環境大臣が定める方法によることができる。

イ　ダイオキシン類がアリール炭化水素受容体に結合することを利用した方法

ロ　ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法

ハ　ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

2　令第四条第二項の環境省令で定める方法は、次のいずれかとする。

一　高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法であって環境大臣が定める方法

二　前項第四号に規定するところにより環境大臣が定める方法

（二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの毒性への換算）

第三条　法第八条第二項第一号に規定する二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの毒性への換算は、次項に定める場合を除き、別表第三の中欄に掲げる異性体の測定量ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数量を合計してするものとする。ただし、それぞれの異性体の測定量が定量下限未満である場合にあっては、当該異性体の測定量は零として換算する。

2　前条第一項第四号又は第二項第二号に規定する方法（同条第一項第四号ハに掲げる方法を除く。）により測定されるダイオキシン類の量は、当該測定量をもって、二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの毒性へ換算したものとする。

（特定施設の設置等の届出）

第四条　法第十二条第一項、第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項の規定による届出は、様式第一による届出書によってしなければならない。

2　法第十二条第二項の環境省令で定める事項は、ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項、緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法並びに大気基準適用施設にあっては第一号、水質基準適用事業場にあっては第二号に掲げるものとする。

一　排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統並びに排出ガスの測定箇所

二　用水及び排水の系統

第五条　削除

（氏名の変更等の届出）

第六条　法第十八条による届出は、法第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第三による届出書によって、特定施設の使用の廃止に係る場合にあっては様式第四による届出書によってしなければならない。

（承継の届出）

第七条　法第十九条第三項による届出は、様式第五による届出書によってしなければならない。

（廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準）

第七条の二　法第二十四条第一項の環境省令で定める基準は、一グラムにつき三ナノグラムとする。

2　前項の基準は、第二条第二項に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（測定結果の報告）

第八条　法第二十八条第三項による報告は、様式第六による報告書によってしなければならない。

（届出書の提出部数等）

第九条　法の規定による届出又は法第二十八条第三項の規定による報告は、届出書又は報告書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

（光ディスクによる手続）

第十条　第四条第一項、第六条及び第七条の規定による届出書並びに第八条の規定による報告書並びにその添付書類（以下この条において「届出書等」という。）の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第七の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。

（光ディスクの構造）

第十一条　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二　日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

第十二条　削除

第十三条　削除

（立入検査の身分証明書）

第十四条　法第二十七条第五項及び法第三十四条第三項の証明書の様式は、様式第八のとおりとする。

（ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定の公告等）

第十五条　法第二十九条第四項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、ダイオキシン類土壌汚染対策地域（以下この条において「対策地域」という。）を指定した年月日を明らかにするとともに、次の各号の一以上により対策地域の区域を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。

一　市町村、大字、字、小字及び地番

二　一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向

三　平面図

２　法第二十九条第四項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通知は、次に掲げる事項を記載した報告書又は通知書に対策地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。

一　対策地域の区域

二　対策地域の面積

三　対策地域を指定した年月日

（ダイオキシン類土壌汚染対策計画に係る軽微な変更）

第十六条　法第三十二条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　法第三十一条第二項第一号イ若しくはロ又は第二号に規定する事業に係る事業費の額若しくは実施地域の面積の十パーセント未満の変更

二　前号に掲げる事業の内容の変更（主要な部分の変更を伴わず、周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれがないと認められるものに限る。）

三　法第三十一条第二項第一号ロに規定する措置（事業を除く。以下この号において同じ。）のより軽微な措置への変更又は措置を講ずる期間の短縮

（権限の委任）

第十七条　法第三十四条第一項及び第三十六条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第三十四条第一項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

（政令で定める市の長の通知すべき事項）

第十八条　法第四十一条第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　次に掲げる事項のうち、指定地域内の大気基準適用施設に係るもの

イ　法第十二条第一項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十八条並びに第十九条第三項の規定による届出の内容

ロ　法第二十八条第三項の規定による報告の内容

ハ　法第三十五条第二項の規定による通知の内容

二　ダイオキシン類による大気又は土壌の汚染の状況

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、法の施行の日（平成十二年一月十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に設置されている大気基準適用施設（設置の工事がされているものを含み、令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間あたり二〇〇キログラム以上のものに限る。）及び同表第二号に掲げる電気炉にあっては、平成九年十二月二日以降に設置の工事が着手されたものを除く。）に係る大気排出基準は、別表第一の規定にかかわらず、平成十四年十一月三十日までの間は附則別表第一の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とし、平成十四年十二月一日から当分の間は附則別表第二の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とする。

２　この府令の施行の際現に設置されている水質基準対象施設（設置の工事がされているものを含む。）のうち附則別表第三の上欄に掲げる施設に係る水質排出基準は、別表第二の規定にかかわらず、平成十五年一月十四日までは附則別表第三の上欄に掲げる施設ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とする。

３　平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第七条の二の規定は適用しない。

一　セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法

二　薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

三　酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

第三条　平成十二年三月三十一日までの間は、様式第八中「環境庁長官　都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「環境庁長官又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「定める市（特別区を含む。次項において同じ。）」とあるのは「定める市」と、「が行うこととする」とあるのは「に委任する」とする。

附則別表第一　既存施設に係る平成十四年十一月三十日までの大気排出基準（附則第二条関係）

令別表第一第一号に掲げる焼結炉	一立方メートルにつき二ナノグラム
令別表第一第二号に掲げる電気炉	一立方メートルにつき二十ナノグラム
令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	一立方メートルにつき四十ナノグラム
令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	一立方メートルにつき二十ナノグラム
令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力が一時間当たり、四、〇〇〇キログラム以上	一立方メートルにつき八十ナノグラム
	焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム未満	一立方メートルにつき八十ナノグラム

附則別表第二　既存施設に係る平成十四年十二月一日から当分の間の大気排出基準（附則第二条関係）

令別表第一第一号に掲げる焼結炉	焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム未満	一立方メートルにつき八十ナノグラム
令別表第一第二号に掲げる電気炉		一立方メートルにつき一ナノグラム
令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき五ナノグラム
令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき十ナノグラム
令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力が一時間当たり、四、〇〇〇キログラム以上	一立方メートルにつき一ナノグラム
	焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム未満	一立方メートルにつき五ナノグラム
	焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム未満	一立方メートルにつき十ナノグラム

備考　許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

附則別表第三　既存施設に係る平成十五年一月十四日までの水質排出基準（附則第二条関係）

令別表第二第五号に掲げる塩化エチレン洗浄施設	一リットルにつき二十ピコグラム

備考　許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

令別表第二第九号に掲げる廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	一リットルにつき二十ピコグラム
令別表第二第十一号に掲げる廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設並びに灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	一リットルにつき五十ピコグラム

備考　この表の上欄に掲げる水質基準対象施設を有する工場又は事業場が同時に他の水質基準対象施設を有し、それらの排水系統が一である場合において、別表第二又はこの表によりそれらの特定施設につき異なる許容限度の水質排出基準が定められているときは、当該排水系統からの排出水については、それらの基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

附　則（平成一二年八月一四日総理府令第九四号）抄

1　この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一三年一一月二一日環境省令第三六号）

この省令は、平成十三年十二月一日から施行する。

附　則（平成一四年七月三一日環境省令第一八号）

この省令は、平成十四年八月十五日から施行する。

附　則（平成一五年一二月一七日環境省令第三一号）

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附　則（平成一六年一二月二七日環境省令第三〇号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十六年十二月二十七日から施行する。

（廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令の廃止）

第三条　廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令（平成十二年厚生省令第一号）は、廃止する。

附　則（平成一七年八月一五日環境省令第一五号）

この省令は、平成十七年九月一日から施行する。

附　則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）

第一条　この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

2　この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一九年四月二〇日環境省令第一一号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一九年六月一一日環境省令第一五号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にダイオキシン類対策特別措置法第二十八条第一項又は第二項の規定により行った測定に係る同条第三項の規定による報告は、この省令による改正後のダイオキシン類対策特別措置法施行規則第八条の規定にかかわらず、この省令による改正前の様式第六による報告書によってしなければならない。

附　則（平成二二年三月三一日環境省令第五号）

この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

附　則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年一二月二八日環境省令第三一号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年三月二五日環境省令第三号）

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一　大気排出基準（第一条の二関係）

令別表第一第一号に掲げる焼結炉		一立方メートルにつき〇・一ナノグラム
令別表第一第二号に掲げる電気炉		一立方メートルにつき〇・五ナノグラム
令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき一ナノグラム
令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき一ナノグラム
令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力が一時間当たり、四、〇〇キログラム以上	一立方メートルにつき〇・一ナノグラム
	焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム以上四、〇〇〇キログラム未満	一立方メートルにつき一ナノグラム
	焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム未満	一立方メートルにつき五ナノグラム

備考　許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

別表第二　水質排出基準（第一条の二関係）

令別表第二第一号から第十九号までに掲げる施設	一リットルにつき一〇ピコグラム

別表第三　二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの毒性への換算表（第三条関係）

種類		係数
一　ポリ塩化ジベンゾフラン	異性体	
	二・三・七・八―四塩化ジベンゾフラン	〇・一
	一・二・三・七・八―五塩化ジベンゾフラン	〇・〇三

二・三・四・七・八―五塩化ジベンゾフラン	〇・三
一・二・三・四・七・〇・一八―六塩化ジベンゾフラン	〇・一
一・二・三・六・七・〇・一八―六塩化ジベンゾフラン	〇・一
一・二・三・七・八・〇・一九―六塩化ジベンゾフラン	〇・一
二・三・四・六・七・〇・一八―六塩化ジベンゾフラン	〇・一
一・二・三・四・六・〇・〇七・八―七塩化ジベンゾフラン	〇・〇
一・二・三・四・七・〇・〇八・九―七塩化ジベンゾフラン	〇・〇
八塩化ジベンゾフラン	〇・〇〇〇三
二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	
一・二・三・七・八―一五塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	
一・二・三・四・七・〇・一八―六塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	
一・二・三・六・七・〇・一八―六塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	
一・二・三・七・八・〇・一九―六塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	
一・二・三・四・六・〇・〇七・八―七塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	
八塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	〇・〇〇〇三
三―コプラナー三・四・四、・五―四〇・〇ポリ塩化ビフェニル	
塩化ビフェニル	〇〇三

三・三、・四・四、―四塩化ビフェニル	〇・〇〇〇一
三・三、・四・四、・五―五塩化ビフェニル	〇・一
三・三、・四・四、・五、五―六塩化ビフェニル	〇・〇三
二、・三・四・四、・五―五塩化ビフェニル	〇・〇〇〇三
二・三、・四・四、・五―五塩化ビフェニル	〇・〇〇〇三
二・三・三、・四・四、―五塩化ビフェニル	〇・〇〇〇三
二・三・四・四、・五―五塩化ビフェニル	〇・〇〇〇三
二・三、・四・四、・五、五―六塩化ビフェニル	〇・〇〇〇三
二・三・三、・四・四、・五―六塩化ビフェニル	〇・〇〇〇三
二・三・三、・四・四、・五、―六塩化ビフェニル	〇・〇〇〇三
二・三・三、・四・四、・五、五、―七塩化ビフェニル	〇・〇〇〇三

様式第１（第４条関係）

様式第１（第４条関係）

特定施設設置（使用、変更）届出書

年　月　日

都道府県知事
市　長　殿

届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

ダイオキシン類対策特別措置法第２８条１項（第２８条第１項又は第２項、第３１条第１項）の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受付年月日	年　月　日
特定施設の種類		施設番号	
ふ特定施設の構造	大気基準適用施設にあつては別紙１、水質基準対象施設にあつては別紙４のとおり。	審査結果	
ふ特定施設の使用の方法	大気基準適用施設にあつては別紙２、水質基準対象施設にあつては別紙５のとおり。	備考	
ふ発生ガスまたは汚水若しくは廃棄物の処理の方法	大気基準適用施設にあつては別紙３、水質基準対象施設にあつては別紙６のとおり。		

備考　１　特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第１、水質基準対象施設にあっては同令別表第２に掲げる号番号及び名称を記載すること。
２　ふ印の欄の記載については、別紙によることとし、ふ〇、できる限り、図面、表等を利用すること。
３　※印の欄には、記載しないこと。
４　変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
５　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙１

特定施設（大気基準適用施設）の構造

工場又は事業場における施設番号			
特定施設等番号及び名称			
型式			
施設の設置場所			
設置年月日		年　月　日	年　月　日
工事着手予定年月日		年　月　日	年　月　日
工事完成予定年月日		年　月　日	年　月　日
使用開始予定年月日		年　月　日	年　月　日
規模	焼料の処理能力（t/h）		
	定格容量（MVA）		
	炉の容量（t）		
	燃焼能力（kg/h）		
	火床面積（㎡）		
その他参考となるべき事項			

備考　１　設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
２　規模の欄には、令別表第１に掲げる施設に係る項目について記載すること。
３　特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。

別紙２

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
使用状況	１日当たりの使用時間及び月使用日数等	時～　時 日／月	時～　時 日／月
	季節変動		
燃料及び燃料（ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。）の	種類		
	使用割合		
	燃料又は燃料中の脱塩分の成分割合（%）		
	１日の使用量		
排出ガス量（㎥/h）		最大　通常	最大　通常
排出ガス温度（℃）			
排出ガス中の酸素濃度（%）			
排出ガス中のダイオキシン類の濃度（ng-TEQ/㎥）		最大　通常	最大　通常
その他参考となるべき事項			

備考　１　廃棄物焼却炉にあっては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。

２　排出ガス量については、温度が零度であって圧力が１気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス１立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

３　ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

４　その他参考となるべき事項の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載すること。

別紙３

発生ガスの処理の方法

工場又は事業場における施設番号		
名称及び型式		
発生ガスの処理の内容		
処理の系統		
施設の設置場所		
設置年月日	年　月　日	年　月　日
工事着手予定年月日	年　月　日	年　月　日
工事完成予定年月日	年　月　日	年　月　日
使用開始予定年月日	年　月　日	年　月　日
その他参考となるべき事項		

備考　１　設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

２　発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙４

特定施設（水質基準対象施設）の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型式		
構造		
主要寸法		
能力		
配置		
設置年月日	年　月　日	年　月　日
工事着手予定年月日	年　月　日	年　月　日
工事完成予定年月日	年　月　日	年　月　日
使用開始予定年月日	年　月　日	年　月　日
その他参考となるべき事項		

備考　１　配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

２　設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

別紙５

特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号				
設置場所				
排水の系統				
使用時間間隔				
１日当たりの使用時間				
使用の季節的変動				
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量				
汚水又は廃液の汚染状態	通常	最大	通常	最大
汚水等の量（㎥/日）	通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項				

別紙ロ

汚水等の処理の方法

| | | |

様式第６（第８条関係）

様式第６（第８条関係）

ダイオキシン類測定結果報告書

年　月　日

都道府県知事
市　　長　殿

報告者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表１　排出ガス

採取年月日及び時刻（開始時間～終了時間）	排出ガス量（㎥／日）	排出ガス中の酸素濃度（%）	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果（ng－TEQ／㎥）	試料採取者	分析者	備考

表２　排出水

採取年月日及び時刻	測定箇所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果（pg－TEQ／L）	採水者	分析者	備考
	名　称	排水量（㎥／日）						

表３　ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果（ng－TEQ／g）	試料採取者	分析者	備考

備考　１　欄容量及び別紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第３条第１項に基づき換算した測定結果については、別紙１を添付するものとする。
３　規則第３条第２項に基づき換算した測定結果については、別紙２を添付するものとする。
４　２以上の測定結果がある場合は、添付する別紙１又は２のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
５　排出ガスにあつては表１、排出水にあつては表２、ばいじん及び廃棄物その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあつては表３に記載すること。なお、同一製品者の大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて１欄の様式に記載すること。
６　排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が１気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス１立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
７　２以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水ごとに測定を行い、結果を記載すること。
８　表３の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。

別紙１

規則第３条第１項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン類	2，3，7，8－TeCDF				1	
	1，2，3，7，8－PeCDF				0.03	
	2，3，4，7，8－PeCDF				0.3	
	1，2，3，4，7，8－HxCDF				0.1	
	1，2，3，6，7，8－HxCDF				0.1	
	1，2，3，7，8，9－HxCDF				0.1	
	2，3，4，6，7，8－HxCDF				0.1	
	1，2，3，4，6，7，8－HpCDF				0.01	
	1，2，3，4，7，8，9－HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
	Total　PCDFs	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ダイオキシン類	2，3，7，8－TeCDD				1	
	1，2，3，7，8－PeCDD				1	
	1，2，3，4，7，8－HxCDD				0.1	
	1，2，3，6，7，8－HxCDD				0.1	
	1，2，3，7，8，9－HxCDD				0.1	
	1，2，3，4，6，7，8－HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total　PCDDs	—	—	—	—	
Total（PCDFs＋PCDDs）		—	—	—	—	
コプラナーＰＣＢ類	3，4，4′，5－TeCB（#81）				0.0003	
	3，3′，4，4′－TeCB（#77）				0.0001	
	3，3′，4，4′，5－PeCB（#126）				0.1	
	3，3′，4，4′，5，5′－HxCB（#169）				0.03	
	2′，3，4，4′，5－PeCB（#123）				0.00003	
	2，3′，4，4′，5－PeCB（#118）				0.00003	
	2，3，3′，4，4′－PeCB（#105）				0.00003	
	2，3，4，4′，5′－PeCB（#114）				0.00003	
	2，3′，4，4′，5，5′－HxCB（#167）				0.00003	
	2，3，3′，4，4′，5－HxCB（#156）				0.00003	
	2，3，3′，4，4′，5′－HxCB（#157）				0.00003	
	2，3，3′，4，4′，5，5′－HpCB（#189）				0.00003	
Total　コプラナーＰＣＢ		—	—	—	—	
Total　ダイオキシン類		—	—	—	—	

備考　１　排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位をng/㎥（毒性等量にあつては、ng－TEQ/㎥）、排出水の測定結果を記入する場合にあつては、単位をng/L（毒性等量にあつては、pg－TEQ/L）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、単位をng/g（毒性等量にあつては、ng－TEQ/g）とすること。
２　実測濃度の場合において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
３　実測濃度の場合において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
４　毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
５　規則第２条第１項第４号の規定に基づき機関大気汚染の方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
６　用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第３条第１項第４号の規定に基づき機関大気汚染の方法によること。
７　整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙２

規則第３条第２項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	測定量（毒性等量）	備　考

備考　１　排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/m^3（毒性等量にあっては、ng−TEQ/m^3_N）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、ng/g（毒性等量にあっては、ng−TEQ/g_N）とする。
２　測定方法の欄においては、規則第３条第１項第４号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
３　実測濃度の欄においては、２の測定方法により測定された標準状態毎当濃度を記載すること。
４　実測濃度の欄において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
５　実測濃度の欄において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
６　定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
７　用語の定義は、規則第２条第１項第４号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
８　整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

様式第７（第１０条関係）

様式第７（第 10 条関係）

光ディスク提出書

年　月　日

都道府県知事
市　　長　殿

届出者　氏名又は名称及び住所並びに法
報告者　人にあってはその代表者の氏名

ダイオキシン類対策特別措置法第　条第　項の規定による届出又は報告に際し提出すべき書類（その添付書類を含む。）に明示すべき事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出します。
本提出書に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１．光ディスクに記録された事項

２．光ディスクと併せて提出される書類

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　法令の条項については、当該届出又は報告の根拠条項を記載すること。
３　「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
４　「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出又は報告の際に本提出書に添付されていない光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

様式第８（第１４条関係）

様式第８（第 14 条関係）

表　　面

12 センチメートル

第　　号

ダイオキシン類対策特別措置法第 27 条第５項及び第 34 条第３項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年　月　日生
年　月　日発行
年　月　日限り有効

写真

環境大臣
都道府県知事
市　　長　　㊞

８センチメートル

裏　　面

ダイオキシン類対策特別措置法抜すい

第 27 条　都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。

４　国の行政機関の長又は都道府県知事は、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査測定するため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壌その他の物を無償で集取させることができる。

５　前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 34 条　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置している者に対し、特定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

３　第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 41 条　この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

第 47 条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
三　第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者